

(第一類 第三号)

第一百九十回国会

法

務 員 会 議

録 第十五号

(二五五)

平成二十八年五月十日(火曜日)
午前九時三十分開議

出席委員

委員長 葉梨 康弘君

同日

辞任

勝君

補欠選任

門山 宏哲君

同日

辞任

長尾 敬君

補欠選任

若狭 勝君

同日

辞任

長尾 敬君

補欠選任

門山 宏哲君

同日

辞任

長尾 敬君

補欠選任

若狭 勝君

同日

辞任

長尾 敬君

反の実態も報告されました。

また、山梨県甲府市における強制帰国事件は、中国国内世論にも大きく反響し、中国政府外務部が二回にわたって声明を発信することもありました。

私がかかわった個別の事例を挙げると切りがありませんので、別の機会にいたしますが、外国人技能実習制度における労働問題、人権問題は、今日まで変わることなく、日々寄せられているのが事実であります。

なお、私たちが指摘している事例について、極端な悪質事例と受けとめられる方々もおられるようですが、これらは極端な事例ではなく、典型的な事例であると御認識いただきたいと考えます。そして、私たちが救済できているのは冰山の一角であり、泣き寝入りをせざるを得ない技能実習生たちが多くいることに心を寄せていただければと考えます。

国際社会も、外国人研修・技能実習制度における人権問題に強い関心と注意喚起を行つてきました。アメリカ国務省の人身売買年次報告書二〇〇七年版での指摘が始まつて、二〇〇八年、自由権規約委員会、二〇〇九年、女性差別撤廃委員会、二〇一〇年、人身売買に関する特別報告者、二〇一一年、移住者の人権に関する特別報告者、二〇一四年、再び自由権規約委員会から、また、アメリカ国務省人身売買年次報告書では、二〇〇七年以降毎年、労働搾取や人身売買の觀点から研修・技能実習制度に対する懸念が表明され続け、現代の奴隸制度と指摘されているのです。

さて、今回の技能実習法案は、今述べました国際社会からの批判にも対応するものだと言われています。しかしながら、實際には、批判を真摯に受けとめたものとは言えず、ただ批判をそらすためにではないかとの疑惑さえ抱かずにはいられません。

次に、法案審議の中で研修と技能実習の用語の混亂があるようと思われますので、まず、法務委員会の皆さんと事実認識についてしっかりと共有させていただきたいと思います。

それは、二〇一〇年以降、研修と技能実習は分離しているという事実です。当たり前のように、意外といまだに混亂しているようです。まあ、用語の混亂は、この制度の問題の本質の一つでもあります。つまり、制度そのものが従属の合わない矛盾だらけの虚構そのものであり、それゆえにわかりにくくしているとも言えます。

二〇〇九年の入管法改正の最大の成果の一つが、この研修と技能実習の分離です。ただ、同時にそれは、技能実習制度の矛盾がきわまつたということでもあり、労働者受け入れ制度となつてゐる実態に開き直つたとも言えることになつたわけです。

ここでグラフをごらんください。二〇一〇年の制度改定で研修がどうなつたのかということで、研修生の新規入国者が激減しました。JITCO関連でいうと、二〇〇七年ピーク時に七万人を超えていた新規入国者が六百五十五人に一挙に減っています。

私は、外国人研修・技能実習制度の問題を指摘する際に、本当の研修は5%ぐらいじゃないかと、現場での実感も含めてかねがね発言してきました。この数字を見ると、JITCO関連だと1%もないなかつたことになります。

では、その大多数の研修生はどこへ行つたのか割は、研修にこそあれ、技能実習制度では既に終わっています。外国人技能実習制度を廃止し、あえて言うならば、一日も早く、正面から受け入れる外国人労働者受け入れ制度へと衣がえるべきでしょう。

以上述べましたように、虚構の上での適正化であるとの批判を持つ立場ですが、次に、法案の具体的な問題も指摘させていただきます。

国籍分布を見ればこれもまた一目瞭然で、研修は、二〇一〇年以降、開発途上国を中心にはさまざまに分布し、本来の形に戻つたと言えます。つまり、開発途上国などの技術移転という本来の国際貢献制度に戻つたわけです。

しかしながら、技能実習制度の方は、特定の国

籍に偏つてゐるといふことに変わりありません。少し分布が変わつたのは、中国が減り、ベトナムがふえているということだけでしょう。

この事実、技術移転、国際貢献には研修があるということをしつかりと認識共有させていただきたいわけです。

その上で、今回の法案審議における、技能実習制度のいい側面もあるとの答弁が何度か出ています。つまり、制度そのものが従業の不公平といふ事実です。当たり前のように、それが、この研修と技能実習の分離が、この研修と技能実習の分離です。ただし、同時にそれは、技能実習制度の矛盾がきわまつたといふことでもあり、労働者受け入れ制度となつてゐる実態に開き直つたとも言えることになつたわけです。

そこで、ここで、このいい側面は、技能実習制度固有のものではなく、労働者受け入れ制度として結果的にもたらされる効果というべきなのです。歴史的事実を見れば、出稼ぎ労働者の社会的価値、経済的価値、技術、科学の伝承の効果といふべきものではないでしょうか。その効果を、あたかも外国人技能実習制度のいい側面と言うのは論理的ではありません。強制帰国は、奴隸労働構造の典型的な弊害です。

強制帰国です。

見直しの議論の中で、強制帰国に関する検討の跡が見られません。そのため、罰則規定の対象とされず、出国時の窓口対応程度しか答弁されません。強制帰国は、奴隸労働構造の典型的な

弊害です。厳格な事前チェックを初め、罰則を含む本格的な規制が必要です。

送り出し機関及びその関係者は、罰則規定の対象外とされています。また、送り出し国との政府間取り決めには法的な拘束力はなく、また、取り決めがなくても技能実習生の受け入れを継続するというのではなく、全く実効性を欠いています。

法案では、拡大策のほとんどが省令にほぼ白紙委任されています。

技能実習三号を設けて、二年間までの延長が可能とされています。ただ、優良な実習実施機関、監理団体であり、優良な技能実習生に限られています。そこで、優良の判断基準が重要となつてきます。主な判断基準は法律に明記すべきです。

受け入れ人数枠について「主務省令で定める数を超えないこと」とされるのみで、これもまた省令に白紙委任されています。現行の三倍でも四倍ですが、実質的には省令にほぼ白紙委任されています。主要な判断基準は法律に明記すべきです。

受け入れ人数枠について「主務省令で定める数を超えないこと」とされるのみで、これもまた省令に白紙委任されています。現行の三倍でも四倍ですが、実質的には省令にほぼ白紙委任されています。主要な判断基準は法律に明記すべきです。

離を解消することは全く困難であると言わざるを得ません。

法案では、諸規制として、実習実施計画の認定制、監理団体の許可制、罰則の整備、外国人技能実習機関の設立、政府当局間取り決め等、従来にない手法を取り入れてはいます。しかし、根本的な改善は難しいと言えます。

実習生の賃金が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることの説明責任を課すとしている実習機関の設立、政府当局間取り決め等、従来にない手法を取り入れてはいます。しかし、根本的な改善は難しいと言えます。

実習機関の設立、政府当局間取り決め等、従来にない手法を取り入れてはいます。しかし、根本的な改善は難しいと言えます。

賛成理由の一つは、この法案によつて技能実習生の業界が適正化されれば、業界自体の評価が上げられることでした。既に法律を遵守して業務を行つてゐる団体にとつては、悪質な団体が排除されることは望ましいという判断でした。

賛成理由の二つ目は、技能実習制度の拡充は企業にとって業務拡大の大きなチャンスとみなせる、そういうことでございました。

第三に、帰国後の実習生の状況です。

今回の訪問先には縫製業の実習生は見られませんでしたが、二〇一二年当時に別の送り出し団体を訪問した際には、帰国後に自宅で縫製工場の下請仕事を開業している女性の元実習生もいました。

また、A社、B社に共通して見られますが、日本語能力が高かつた場合には、送り出し団体で日本語教員や事務員として雇用されている人もいます。地元の日系企業に雇用先を見つけたという人もいました。

また、再度、シンガポールや韓国に出稼ぎに行く人もいます。故郷の農村に戻った場合は、送り出し企業の通信員というような形で、副業として実習生のリクルーターとして送り出し団体とのつながりを生かしている人もいました。また、日本で相当の額の貯金を得たので、しばらくはきつい仕事から離れて、次の仕事の機会を探そうとする人もいました。

第四に、技能実習生候補者の募集プロセスです。これは、B社でのみヒアリングが可能でした。

実習生として日本へ来たい人は、まずB社のような人材派遣会社に登録をします。今回調査では、農村に住んでいる実習生送り出し家庭を訪問しましたが、その際、村には市の海外労務輸出センターが印刷しました海外雄飛のためのポスターが張られており、市政府の後押しを感じました。人材募集のプロセスは、お渡ししました資料の二ページ下の段に書きました。人材募集には、学力検定のほか、体力測定、身体検査、歯科検査、身

分確認、家庭訪問とさまざまプロセスがあり、これが伝えられておりますけれども、個別の事例を見ますと、まだまだ実習生の選考は狭窄門であるという感想を持ちました。

今回の調査では、A社、B社ともビジネスとして技能実習制度にかかわつていました。ビジネスだから違法ということではなく、技能実習生送り出し事業がビジネスだからこそ、送り出し企業として世間からの信頼が必要であり、法も遵守するということです。

しかしながら、A社、B社という優良な個別事例を離れて技能実習制度のことを考えると、一般論として、この制度をビジネスとしての側面だけから考えてはいけないと思います。ここには人間の受け入れと送り出しがかかわつておりますので、人権の問題が極めて重要なことになります。歴史的に見ましても、また他の例を見渡しましても、人間そのものがビジネスの対象となる場合には、常に人権の問題が発生しております。

今回の法案の趣旨が技能実習生の人権保護に置かれておりますのも、極めて当然のことと思います。これまで、人間そのものが近代的な工業労働力に転換するといふ意味では、技能実習制度の中に広義の教育訓練課程が組み込まれているのではないかと考えます。以上、簡単ではございますが、これで私の意見陳述とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○葉梨委員長 ありがとうございました。

次に、博松参考人にお願いいたします。

○博松参考人 おはようございます。愛知県労働組合総連合、愛労連という労働組合で議長をやつています。

私が外国人実習生問題にかかわるようになつた

そつなると、技能実習制度が円滑に運営されるためには、利害の立場を超えた第三者機関がどうなつても必要とされます。今回の法案で、新たに外国人技能実習機構が設立されるのは望ましいことと考えます。

さて、技能実習制度は、元來、近隣諸国への技能移転を目的としたものです。しかし、技能移転とはいっても、実際には、自分の生活が成り立たなければ技能の修得もままなりません。来日した

技能実習生が来日生活の第一の目的はお金を稼ぐことと想えたとしても、それは当然のことと思われます。就労の目的の一つは誰にとつてもお金を見ますと、まだまだ実習生の選考は狭窄門でもあります。稼ぐことであり、実習生がそうした目的を持つて来日しても、それを否定することは不都合と思われます。

その上で、三年間、日本に滞在している間、それでの職場での就労が各実習生のために役立つならば、単に出稼ぎで来日するよりも、本人の将来のためになることと思われます。ただ、母国の出身地域での雇用事情を考えますと、日本での経験が生かせるとは限りません。その場合、実習生はどういう職業能力を身につけたと言えるのでしょうか。

それは、時間を守る、作業中に持ち場を離れないなど、職業規律や生活規律にかかる領域の訓練と能力ではないかと思います。農村に生きてきた人々を近代的な工業労働力に転換するという意味では、技能実習制度の中に広義の教育訓練課程が組み込まれているのではないかと考へます。

以上、簡単ではございますが、これで私の意見陳述とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○葉梨委員長 ありがとうございます。

次に、博松参考人にお願いいたします。

○博松参考人 おはようございます。愛知県労働組合総連合、愛労連という労働組合で議長をやつています。

私が外国人実習生問題にかかわるようになつた

のは、二〇〇七年の豊田技術交流事業協同組合、この不正で百人ものベトナム人実習生が、当時は帰国指導というふうに言つていましたが、帰国させられることになつた。以来、ベトナム人を中心

ついていますが、手取りは二万四千八百八円でした。東京から名古屋まで逃げてきました。余りに

少ないので、作業服や道具代など、未回収になつ

っています。会社のトラックに乗つて工事現場まで

行く時間や一斉休憩の時間が無給になつてゐる場

合もあります。土日に出勤することもあります。

東京から来たフィリピン人実習生の給与明細が

ついていますが、手取りは二万四千八百八円でした。東京から名古屋まで逃げてきました。余りに

少ないので、作業服や道具代など、未回収になつ

っています。会社のトラックに乗つて工事現場まで

行く時間や一斉休憩の時間が無給になつてゐる場

合もあります。土日に出勤することもあります。

が、建設労働者というのは大体が日給制ですの

で、割り増しといふのがありません。休憩時間が

うになつていています。近年の特徴は、建設業からの相談が多いことと失踪者の増加です。また、送り出し国が多様化し、昨年は初めてネパール、ミャンマー、カンボジアからの相談がありました。ブローカーが巧妙化し、受け入れ機関も不正に加担している場合は、実習生は強制帰国を恐れて逃げるしかありません。

今回の新法案で、受け入れ機関に対する監督が制度化され、実習生に申告権が与えられるることはとても重要だと思います。しかし、既に申告権がある労働基準法での申告件数は、全国で最も実習生の多い愛知県でも年間十件程度にとどまっています。これは定期監督で違反があつた事業所、約一割を定期監督していますが、その二百十六件に比べて、数%にしかなりません。

平日の日中に労基署に出席したり、電話で相談することは、会社にばれるおそれがあります。私への相談も、大半が深夜か土日に、スマホにSMSで資料が送られてきます。これには当局からも前向きな回答がありました。

きょうは実習生の皆さんに傍聴に来ていただき

ています。この法案が本当に実際に役に立つのか、きょうは事例を挙げてお話をしたいと思います。

建設の中でも土木だと、雨が降ると休みになつたり、年末年始で工事が少なくなると収入が半分になります。

ついていますが、手取りは二万四千八百八円でした。東京から名古屋まで逃げてきました。余りに

少ないので、作業服や道具代など、未回収になつ

っています。会社のトラックに乗つて工事現場まで

行く時間や一斉休憩の時間が無給になつてゐる場

合もあります。土日に出勤することもあります。

が、建設労働者というのは大体が日給制ですの

で、割り増しといふのがありません。休憩時間が

キが乾くまでの時間は無給、こうふうことになつていきました。

そんな中で、逃げてくる実習生もふえていま

す。愛知のベトナム人実習生は、解体・産廃業で勤務態度が悪いと殴られて、茨城県にある講習施設に送られました。二ヶ月間たつた今も仕事を紹介してもらえません。後でも紹介しますが、実習計画書に就業場所を受託現場として入管に届ける、

そうすると、全国で働くことがあります。先日深夜に、同じように、放射能が怖い、○・七マイクロシーベルトあるのにと、どこにいるんだというふうに聞きましたら、彼は、千葉県の内装業者にもかわらず、ネットで今、場所はチェックできますよね。福島県大熊町の電力会社の寮の建設現場、居住制限区域で仕事をさせられておりました。放射能が怖くて逃げたら、これは本当に正当な理由になるのか、問われていると思

います。法務省にはすぐに連絡をしました。その結果は、その訴えを取り下げる、こめんなさい、会社に怒られましたと。入管に連絡したら、会社に怒られて、その訴えを取り下げる。しかし、居住制限区域に、拒否できない実習生をそこで働くかせること、技能実習制度として、国際貢献として本当に適切なのか、問われていると思いま

す。これで、逃げたやつが悪い、本当にいいんでことしになつて、対象職種に自動車座席シート縫製というのが追加されました。ここに入つて以来ます日本ソーサイント技術研究協会が試験機関に認定をされました。協会の筆頭理事の名前を見て驚きました。私がこの事件にかかるようになつた、不正を起こした豊田技術交流事業協同組合の理事長、さんが筆頭理事になつておきました。

その系列企業には、ソーサイント研究会に加入するよう通知がずっと出ています。下請企業に對して出ています。そこには、ホームページにあります、この試験は技能実習の指導員資格の目

安の一つとなつておりますと、こうして、下請に対して試験を受けるようにされています。厚生労働省に受検料は届け出されておりますが、一人六万円。これまでの試験に比べると三倍になつて

います。

私は愛労連で労働組合をやつていますが、トヨタ紡織の末端下請は、今、下請単価の引き下げが相次いでいて残業代の割り増しが払えない、単価は一・〇、一〇〇%しか来ませんから、割り増し分が払えない、労基署からたくさん指導を受けて困っています。

果たして、このように下請企業に対して影響力をを持つところが試験機関として適切なのか、このことが問われていると思います。

さきのベンキ屋の実習生ですが、労基署に申告しました。組合にいたぐ叱られました。さらに、二号口への受検料は三万円、自己負担と言われて、結局、彼は帰国することになりました。

また、最近は、一部屋に九人入れて四万円の寮費を取る、現在二十七人いますから、百万円以上

の寮費を荒稼ぎしている企業もあります。

このベンキ屋やこういう会社のように、さらに受検料を本人負担にさせた場合に、本当にこれ

るということが、技能実習制度として、国際貢献として本当に適切なのか、問われていると思いま

す。これで、逃げたやつが悪い、本当にいいんで

しょうか。

ことしになつて、対象職種に自動車座席シート縫製というのが追加されました。ここに入つて以来ます日本ソーサイント技術研究協会が試験機関に認定をされました。協会の筆頭理事の名前を見て驚きました。私がこの事件にかかるようになつた、不正を起こした豊田技術交流事業協同組合の理事長、さんが筆頭理事になつておきました。

その系列企業には、ソーサイント研究会に加入するよう通知がずっと出ています。下請企業に對して出ています。そこには、ホームページにあります、この試験は技能実習の指導員資格の目

彼は、担当と言われているTさんに電話をして、ベトナム大使館にもメールをしました。この行動が目をつけられて、強制帰国されそうになつたので、一月に寮を出ました。彼は、友人をたどつて、やつと六月にベトナム人を支援している愛労連にたどり着きました。ベトナム人の支援団体はそんなにたくさんありません。愛労連は直ちに名古屋入管に連れていつて、調査をお願いしました。

私は受け取っている雇用契約書には、もちろんサインがありますが、その履歴欄には鉄筋施工と日本語のみで書かれていました。タンさんは、これを溶接というふうに聞いていました。履歴書の経歴欄は、エアコン工場ではなくて、日本語のみで、建設有限会社で鉄筋施工三年半と書かれていました。

受け入れ機関は、面接をした際に、B協同組合と説明をしましたが、入管に来ましたら、いや、そこではない、Wという別の組合だといふふうに言われました。私はタンさんに聞いたたら、いや、その人とは日本に来てから一度だけ食事をしたことがある、後は会つたことがないというふうに言つていました。

その後、ベトナム政府が失踪通知書を発行しました。そして、職種は機械保全。彼はエアコンの溶接をしていましたので、機械保全で、作業は溶接。彼の言うとおりでした。

彼は、日本に入つて一ヶ月間、福山市内のKといいう会社で講習を受けました。その本社の三階四階が寮になっています。この団体の代表は、初めての受け入れだったので、これは全てこのK社に任せてあつたんだ、こうふうに言つておりました。

K社の社内には幾つもの会社があります。この資料の最後の七ページくらいに図がついています

存在をしています。全て登記簿をとつて、移転がないをずっと見ました。K社の中をぐるぐる回つています。理由はわかりません。

そして、驚くことに、送り出し機関の広島支部も、そこには日本人が代表を務めている送り出し機関とともにホームページに書いてあって、ホームページに全部出ているわけです。しかも、

昨年の夏には、ホーチミンに新しい送り出し機関をつくりました。これも資料に入つております。求人票も入つております。その社長の名前を見せたところ、これはもとの、別の送り出し機関の人だと。よく字を見ると、そのメールアドレスに前の会社の名前が残つてますね。メールアドレスを変更する時間がなかつたんですね。つまり、このように、受け入れ機関と送り出し機関を一つの派遣会社の中に置くことによって、書類の偽造が可能になつてくるんですね。これだけではないんです。送り出し管理費を水増し請求してもこれはわからない、こういうふうになるんだと思います。帰国後に保証金を返さない、こういうことも可能になると思います。

実際に、非営利団体であるはずのO協同組合というものがこの社内にありました。昨年九月に役員三人が逮捕されました。NHKのニュースで出ております。そして、ことし、二千万円の横領、不正で起訴をされています。ですから、間違ないと思ひます。

どうして、非営利団体である受け入れ機関が短期間のうちに二千万円の利益を上げられたのか、このことを私は調査する必要があると思うんです。少なくとも、今度の新法案で、送り出し国との取り決めをする際に、送り出し機関に対する規制をどういうふうにするのか、取り決めではなくて、送り出し機関をきちんと監督できる二国間協定は最低限必要だというふうに思います。

さて、前回の法改正、私はそれにもかかわりましたが、名目のみ監理団体は不適正だというふうになりました。しかし、二〇一二年、参議院の方で

この委員会にかけてもらいましたが、当労働組合は派遣会社を告発しました。そのときには、派遣会社の社長が受け入れ機関の非常勤専務となっていました。私が専務だと電話がかかってきました。彼が、入国から日常管理、不払い賃金の清算、強制帰国の切符の手配、全てこの会社の名前で行つていましたが、不正になりました。

法務省は、「外部の機関を指揮命令しながら業務の一部を分担させていた場合は必ずしも不正行為に該当するものではありません」と国会で答弁をされています。つまり、派遣会社の社長が受け入れ機関の専務ですから、おい指示しろと言えば、いつでも、常時指示ができることだと思われます。

ところが、今回の事件では、タンさんはK社で講習を受けて、T氏がN社に連れてていきました。困ったときはT氏に連絡するようにという携帯電話の番号をもらっているんです。ですから、私は、当然この方は組合の人だと思いました。ところが、広島入管から、博松さん、この下さんというのは誰ですかといふうに聞かれました。このTさんというのは、Bの協同組合でもなければ、Wという協同組合でもない、またK社の社員でもない、果たして一体何者なんだということですね。

これは、彼は、実は別の組合でN社を担当していましたが、そこが受け入れられなくなつて、N社を持つてK社に来たといふ方です。業務委託という形で実際には監理をしているということなんです。ところが、実際には、監理をされていたWという協同組合、名目の組合も、そのTさんも気仙沼まで行つていないんですね。一度も行つてない。月に一回行かなければいけないところを一度も行つていないということで、不正認定を受けています。

問題は、監理を業務委託するということが、この仕組みによって、さまざまなる労働団体が介入できることになる。委託費用に不正な利益を上乗せしても、受け入れ団体の決算書を見ただけでは、委託企業になつているのでわからないと思いま

す。

さて、一方で、この不正を告発したタンさん、去年の六月に告発をしました。ところが、いまだに失踪の正当な理由というのが明らかになつておらず、既に十ヶ月たつていますが、法務省は調査中と言っています。

三月に法務省はこの受け入れ機関を不正認定で措置した。このことによつて、失踪の理由はもうこれでいいですというふうに私は聞きました。ところが、先日、五月二日に法務省から電話が入つてきました。いや、失踪の理由についてはまだ明瞭でない、受け入れ機関を不正行為認定したからといって、失踪の正当な理由に至るとは一概に言えないというふうにお答えされました。私は録音するけれどもいかと言いましたが、いいですと言つから、こうふうふうに言わされました。現在は失踪の正当な理由も含めてこの間の在留状況を調査しているということで、十ヶ月間たつています。

皆さん、技能実習制度について、技能職種が違つていたら技能実習になりません。給料がちよつと安いとかは、まだは正すればいいんですけど、職種や経歴が違つていたら技能実習にならない。

四月六日の法務委員会で井上局長は、技能実習を行おうとする職種と同種の経験があることが必要となつております、こう答弁しました。さらにも、これからどういう仕事で、どういうところで、どういう条件で働くんだといふことは全く誤解がないよう、今もししているんですが、二ヵ国語で併記した契約書とかそういうものを示すようになつていると。

この三ページにありますが、日本語でしか書いてありません。溶接と書いてありません。鉄筋施工と日本語で書いてあります。普通の契約書は、これはフリーランのものですが、塗装、建築塗装作業、コンストラクションペイントと書いてあります。これが普通の契約書です。今回職種を偽装したところでは日本語しか書いていないんですね。入管局長がこういふうに言つている、この問題を昨年の六月に名古屋入管に告発して、今渡した資料は全て法務省に届けてあります。どうして、いまだ、十ヶ月たつても、この職種違反が失踪の正当な理由にならないのでしょうか。

三月一日に新しい受け入れ機関の在留申請を提出しました。課長から、新しい受け入れ機関があれ特別に在留を認めることがあるというふうに聞きましたので、半年かかりましたが、新しい会社にお願いをして、うちで受け入れてもいいといふことで、二月一日に申請をしました。

そのときに、一週間に二週間でおりるはずですと言われたのに、二週間たつても許可がおりないので、法務省に確認をしました。メールには、通常おり審査しており、遅くとも在留期限内には判断する、こういう返事が来ました。ところが、さらに一ヶ月過ぎて、三月十六日にもう一ヶ月延長するといふうに言わされました。そしてまた一ヶ月たつて、四月十四日にもう一度申請をしていました。

三月十六日に延長した直後に法務省から言われました。三月二十二日に、いわゆるガサ入れですね、友人のところに名古屋の入管が入りました、そして、三月二十四日に法務省から、彼の退去理由が見つかりましたといふうに言わされました。つまり、審査期間を延長していたのは、退去理由を見つけるために期間をずっと延長しているということだと思います。

四月十四日の申請から、またさらに一ヶ月がたつます。私たちの支援も限度があります。本当に苦しくなつています。タンさんが苦しくなつてみます。私たちの支援も限度があります。

この三ページにありますが、日本語でしか書いていません。溶接と書いてありません。鉄筋施工と日本語で書いてあります。普通の契約書は、これはフリーランのものですが、塗装、建築塗装作業、コンストラクションペイントと書いてあります。これが普通の契約書です。今回職種を偽装したところでは日本語しか書いていないんですね。入管局長がこういふうに言つている、この問題を昨年の六月に名古屋入管に告発して、今渡した資料は全て法務省に届けてあります。どうして、いまだ、十ヶ月たつても、この職種違反が失踪の正当な理由にならないのでしょうか。

四月二十七日の法務委員会で階先生が、制度を運用する役所の側、法務省を含めてですけれども、そこがちゃんと制度を運用する人権感覚があるかどうか、こういふうに指摘をされました。そのとおりだと思います。

在留審査の標準期間は一週間から長くて一ヶ月とされており、このような法務省の引き延ばしは行政の不作為であり、人権侵害のそりを免れません。愛労連は、愛知県弁護士会の前会長そして元会長の賛同を得て、法務省の不作為を、日弁連に人権救済申し立てを行いました。

今、地方の入管担当者は、少ない体制の中で、実習制度の適正な運用に懸命に努力をされています。しかし、法務省に人権感覚がないようでは、新しい機構ができても、外国人実習制度はいつまでも奴隸労働のそりを免れないと思っていません。問われているのは法務省の人権感覚だと思います。

これまで終わります。ありがとうございました。

(拍手)
○葉梨委員長 ありがとうございます。

以上で参考の方々の御意見の開陳は終わりました。

○葉梨委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井野俊郎君。

○井野委員 自由民主党の井野俊郎でござります。本日は、参考人の皆様、貴重な御意見をありがとうございます。これが普通の契約書です。今回職種を偽装したところでは日本語しか書いていないんですね。入管局長がこういふうに言つている、この問題を昨年の六月に名古屋入管に告発して、今渡した資料は全て法務省に届けてあります。どうして、いまだ、十ヶ月たつても、この職種違反が失踪の正当な理由にならないのでしょうか。

いと思います。

るる例をとりまして、さまざま問題点の実態

等をお伺いしました。

まず一つ、こういった、不当労働といいましょ

うか、大変問題がある企業の相談件数といいま

しょうか、今まで皆さんは、いろいろある中で、

何万人の方が実習生で来ている中で、年間で大体

どれくらいの割合で不当労働みたいな問題が起き

ているのか、それぞれ三人の皆様の感覚といいま

しょうか、もしわかれれば数字等も出していただき

ながら、割合を教えていただきたいと思います。

○鳥井参考人 参考人の鳥井です。御質問ありが

とうございます。

一つは、私は、先ほど申し上げました移住運で

すけれども、同時に技能実習生権利ネットワーク

という事務所をやつておりますので、全国的には、

相談がとりあえずは電話で私どものところへ来る

ということがありまして、年間では二百件から三

百件ぐらいは相談があります。

これは、比率からいいますと、私どもは、先ほ

ど意見を述べさせていただきましたが、氷山の一

角だというふうに考えております。労働局が調査

を隨時やつておりますが、この数字が明らかにな

なつてゐると思います。これまた、厚生労働省

の方からもこの委員会の中でもたしか示されてい

るのかと思いますけれども、七割から八割、立入

調査が入った事業所は法違反がある。これは労働

基準法違反ですから、それ以外のいわゆる不正行

為となりますと、非常に多くあるんだろうという

ふうに実感しております。

○上林参考人 私は研究者ですので、不正の駆け

込みを受け付けているわけではありません。ただ、技能実習生にインタビューをしたときに、どこに援助を求めるかという質問のアンケート調査

家族です。その次に、家族の次に送り出し団体に

相談することが多いんですね。それは、私

が会つた方は中国でしたから、同じ中国人で自分

の故郷のことを知つて、家族のことを知つて

いる、そういう形で相談しているようです。

ですから、公的な機関に来る相談というものは、

いろいろな相談の中でも最も重いといふか先鋭的

な相談だし、そこへ駆け込む人は、それなりに法

とかいうものを知つてゐる人かなと思つていま

す。

以上、印象で申しわけありませんが、そういう

印象を持つております。

○鶴松参考人 私、先ほど報告しました九年で二

百件ですが、この一年間は十二件になつていま

す。

○井野委員 氷山の一角という鳥井さんのお話も

ありましたけれども、実は私の地元にも、農業

だつたり、中小企業さん、板金業、もしくは、今

ベトナムからホテルのスタッフとして来てもらつ

て、そういう人たちに私が直接聞くと、大変優秀

な方が来てくれてゐるという話をしています。

では賃金はどうなんですかとお伺いしました

ら、それは当然日本人と同じだけ出しています

と。逆に、彼らが余りに面白目で一生懸命やつて

くれるものだから、かえつて日本人に対して大変

いい刺激になつてゐるんですよというような話を

聞くものですから、私の身近なそういう会社さん

を見ていると、多分、鳥井さんのところとか鶴松

さんのところに行くような方とはまた違つた方々

が多いのかなという気はするんですけども。

これは、業種によつて、皆さんとのところに駆け

込む、ないしは、例えばこの地域が多いだとか、

相談に来られる業種、例えばこういう会社が多

い、そういうのはあるんでしようか。そういう問

題が起きやすい業種、職種、地域とかはあるんで

しょうか。

○井野委員 これほどなたが……。

○葉梨委員長 これがどうなたが……。

○鳥井参考人 これをこらんいただきたいんです

けれども、これは、技能実習生数の国籍別、二〇

一五年六月です。例えば、これは、中国が五三%

で、ベトナムが二十四%になつております。ただ、

新規入国者数で見ますと、これをこらんぐださ

い、昨年の新規入国者数は、ついにベトナムが三

三・七%，中国が三九%になつております。

何を言いたいかと申し上げますと、やはり国籍

の比率で相談というのはふえるんです。最近はや

はりベトナムの相談がすごく多いんですね。これ

は、総数がふえてくると当然ふえてくるというこ

とですね。ですから、その問題は構造的な問題

ですので、そういうことが起きる。

それから、業種については、技能実習生の業種

というのは、ここところ少しふえましたのは、

やはり建設が、この長い間の中では建設は一〇%か

らふえることは余りなかつたんですね。しかしながら、ここところ一〇%を超えてまいりました。これは、やはり建設需要が非常に大きいとい

うことですね。そうすると建設の相談はふえるん

です。

職種的に、私の実感として、あるいは客観的に

私が受けている数字から見ても、確かに繊維業、

農業というのは多いんですけども、ただこれ

も、全体数としても多かつたということですね。

繊維業は、こことこ少し比率が落ちておりま

す。農業は、一九九八年に初めて技能実習として

認められて、一番最初は十一人だったと思いま

す。それ以降、今、どんどん伸びて一〇%を超え

ているわけですね。ですから、そこにおいていろ

いろな矛盾が起きて、相談がふえてくるというこ

とになつていています。

私が先ほど申し上げましたように、このいい側

面というのは、労働者で受け入れていることに

よつて企業が活性化するといつていい側面を持つて

おるわけですね。ただこれは、国際貢献という技

能実習制度ということでのいい側面ではないとい

うことは改めて申し上げておきたいなといふう

に思つております。

○葉梨委員長 地域といふのは国籍といふことな

んですか。（井野委員「いや、日本国内です」と呼

ぶ）

○鳥井参考人 ごめんなさい、地域も、やはり受

け入れの多い県が多いですけれども、私どもがこ

れまでやつてきたものとしては、例えば茨城県の

農業、それから愛知県あるいは岐阜県における繊

製業、広島県における養殖業、こういうところ

が、地域と業種とのいろいろな特色といいます

か、それが非常に反映していけるかなといふうに

思つております。

○鶴松参考人 お尋ねの件ですが、入管が、この

平成二十七年不正行為認定、これを毎年出されて

おります。

それから、地域による違います、愛知の労働

局が実習生のデータをずっと出しております。そ

れから、岐阜の労働局も同じくこういうデータを

出しています。

それで、愛知と岐阜では、愛知県が全国で一一番

多い一万九千人いるんですね。ところが、事件的

には、きょうは岐阜の実習生が来ていますが、岐

阜の違反事例が物すごく多くて、岐阜の労働局い

わく、二〇一〇年の改正前とほとんど変わつてい

ません。

それから、違反の内容が、愛知では最賃違反と

いうのはほとんどないんです。最初から三百円と

いうのは愛知ではありませんが、岐阜県では相変

わらず、いまだに最初から三百円。もう一つは、

割り増しの不足ですね。一二五%が払えていない

割り増しの不足ですね。一二五%が払えていない

という、三十二条、三十七条の違反が多いという

のは岐阜県の特徴です。

これは、やはり職種で、子供服とか婦人服をつ

くっています。我々はつるしてですね。岐阜県の場

合は、子供服は女性が国内でつくつてないので、

そこで多い。それからもう一つは、先ほど言いま

したが、自動車のシートは、今、子供服の業者が

したが、自動車シートに移つてきて、そこで最低賃金

違反が監督署でたくさん摘発されています。

以上です。

○井野委員 では、上林さんにお伺いさせていた
だきます。

上林さんが、送り出し機関の方を視察という
か、その点について大分詳しく御説明いただきま
した。鳥井さんと博松さんの方から、送り出し機
関の方も規制すべきじゃないかというお話がござ
いましたけれども、上林さんのお話によると、送
り出し機関は、この法案改正について大分評価
していますし、一生懸命というか適切にやつてい
るようなお話を受けるんですけども、まず、そ
の送り出し機関の方の、不正の温床と言つたらお
かしいんですけども、昔で言つたらブローカー
的な、そういう団体がやはりまだ多々あるのかど
うなのか。はたまた、真つ当にと言つておかしい
のかわからないですけれども、こういう視察され
たようなところに對しての規制は必要なのかどう
なのかというか、そういうところについてちょっと
詳しくお聞かせいただけますか。

○上林参考人 送り出し機関に対する規制は、海
外の機関ですので、日本国としてはできないと思
います。

ただ、中国の政府も、また中国の省も市も、送
り出し機関の信用を高めたいという努力をずっと
しておりますので、B社というのは、中国対外勞
務合作AAA級信用企業というのがあって、もう
随分かねてより、送り出し国は、国の単位でも、送
り出し機関に対し、AAAかAAかA一つだけ
かという形の認定を行っていますし、これが、
単に国だけではなくて、省政府もやっています、
市もやっています。そういう形で、要するに、政
府として送り出し機関の信用を高めてたくさん送
り出したいという努力をやっていますので、そこ
に日本政府として何か言うことができるかとい
うと、返事は、十分やつているという返事しか返
てこないのではないかと思います。

あと、それでは悪徳機関がないのかといふと、
そんなことは決してありませんで、日本国で厳し
くなければ向こうの送り出し業界の悪い企業が淘汰

されるので好ましいという言い方があらわれてい
ますように、悪質な送り出し機関は山ほどあります。

なぜかというと、送り出し事業というのは、ま
ともにやつても結構利益を得ることができますの
で、マージンを小さくしてもうけを少なくすれば
それなりにやつていただけるということで、常に値引
き競争が行われているというのが実情でして、そ
れを日本側の受け入れ機関たつて知っているわけ
ですから、そこに常にダンピングの機会が出てい
る。人材派遣というのはそういうシステムだとい
うふうに理解せざるを得ないと思います。

○井野委員 今日は、私の認識としては、確か
に、これまでこの外国人技能実習生については、
不当労働、賃金とかの問題がいろいろあつたにし
ても、私的には、改善へ一步でも二歩でも前に進
むような内容のかなと。もちろん、そういう不
正をする人、不正な送り出し機関、先ほど上林さ
んがおつしやつたようなものはまだあるにし
ても、とりあえず前に進める第一歩ではないかな
と。いうふうに私自身は考えているところではある
んですけれども、さらに、鳥井さんにとって、い
ろいろな提案をいただいております、規制につい
てはもうとこうすべきじやないかと。

こういつた点については、今後の課題として私
も考えていくとは思つておりますけれども、
せつかくですのでぜひ三人の先生方にお伺いした
いのは、では、この評価すべき点と、もうちょつ
と、これ以外に、例えば、先ほども上林さんのお
話があつたとおり、送り出し機関への規制とい
うのは、相手国もありますので、なかなかこれは厳
しい問題があるかと思います。また、不当労働と
いうのは、それぞれ個々の会社の問題にもなつて
くるものですから、国としてこの技能実習制度を
真つ当にやつてている会社と悪徳会社を選別でき
ればいいですけれども、なかなか法律としてがさつ
とできるということはなくて、やはり個別的に、
皆さんのような活動を通じて、裁判なりそういう

たものを通じながら改正というか是正していかざ
るを得ないと思うんです。

そういう意味で、全体的に見て、この点はせ
ひ後の課題として検討してほしいということが
ありましたら、皆さんから一言ずつお伺いしたい
と思います。

○葉梨委員長 では、お三方から、時間が迫つて
います。簡潔にお願いいたします。

鳥井参考人 お願ひします。

この図をごらんください。これは技能実習制度
の構造を示している図なんですが、これは、研
修・技能実習制度から全く変わらないわけです
ね。

○鳥井参考人 鳥井です。

島大学にカンボジア人は一人しかいなかつた。だ
から、受け入れるに当たつて、どこの国から受け
入れるかということはやはりきちんと考へる必要
があると思います。

○井野委員 ありがとうございます。

本來ならば、農家や企業と労働契約を結びま
す。ここで労働条件が決定されるべきものである
にもかかわらず、さまざまな契約が実習生をめ
ぐつて周りに存在して、そのことで、全体的に実
習生の劣悪な労働条件というののはつくり出されて
しまう。

つまり、労働契約で、一ヵ月幾らだとかとい
ふうに決まるんです、あるいは一時間幾らと決ま
るんですが、実際は、出でくるときに、三年間で
三百万、四百万稼げるよという契約で来てみた
ら、それが、一ヵ月三百時間、四百時間働くない
と結局稼げない、あるいは残業がなければ稼げな
いので、約束が違うというでトラブルになる。

この構造を何とかしなければならないといふこと
に尽きるかと思っておるわけです。

このことを考えますと、やはり、労働者が労働
者として働くための制度として純化していくとい
うふうに思つておるわけです。

○上林参考人 一点だけ。

送り出し機関の意見では、これはビジネスチャ
ンスが大きくなる法案だという発言がありま
した。どういう形でどういうふうに延長とか職種の
拡大が許されるのか、その点について、ぜひ透明
性と公平性と予見可能性を盛り込んでいただきた
いのをとつております。

○鳥井参考人 御質問ありがとうございます。

これは、実は私ども、この社会がそれなりに
データを持っておるんですね。例えば、厚生労働
省の関連だけを見ましても、毎月勤労統計調査と
くのをとつております。それから、賃金構造基

いと思つています。

以上です。

○博松参考人 私は幾つかあります。一つは、
多国籍化していると思います。

今度、介護が始まりますが、この前おりたら、
ベトナム人と中国人とインドネシア人と、四カ
国、五カ国ぐらいが福祉専門学校の前を歩いてい
ました。去年は、カンボジアは本当に困りました
が、何語をしゃべるんだと。徳島に行つたら、徳
島大学にカンボジア人は一人しかいなかつた。だ
から、受け入れるに当たつて、どこの国から受け
入れるかということはやはりきちんと考へる必要
があると思います。

本統計調査というのもあります。あるいは、総務省が労働力調査の中でそのことを示していますし、人事院や人事委員会が職種別民間給与実態調査というのも出しております。それから、国税庁が民間給与実態統計調査というのを出しております。これらを見ますと、それなりの数字が出ておりまして、このことによるということは一つの方法としてあるかなと思つています。

御指摘のように、実態は受け入れ側が既に、監理団体の中には、最低賃金で受け入れることができますよなんということをうたい文句にしておるものですから、日本人と同等といいましても、最低賃金の方にずっと寄つていています。あるいは、寮費とか、そういういろいろな名目をとつてぎりぎりのところに持つていくというようになつてますから、今申し上げたようなデータを活用するという手があるのでないかなとうふうに思つております。

○井出委員 ありがとうございます。

次に、榑松さんにお尋ねしたいんですが、先ほど入管法改正のところで、これは取り締まりを強化する、有無を言わせず実習生を帰すためのそういう意図だというようなお話をあつたんですが、一つ、この制度で言われているところで、実習生の移動、一ヵ所目、実習先で何かあつたときにほかのところに移ることができない。これは、政府の答弁でも、基本的には一ヵ所で計画に沿つてやつてほしいというような答弁もあつて、原則一ヵ所でやる。

ただ、さはざりながら、これまでの議論をしておりますと、法務大臣が、全てではないが、実習受け入れ先と実習生との間の相性の問題ですと

か、もちろん、法令違反、人権侵害、倒産、不正行為、そういうものは転籍の理由になり得るとい

う話もござります。

ただ、その一方で、現在の法務省の指針を見ま

すと、実習生本人の責めによらない、本人に責任がないとき、転籍に向けたいろいろな指導、手続、援助を始める、それが望ましいというような

別の事情に向き合つて、やむを得ない場合は、実習に来ているわけですから、途中で追い返すよりも、もう一ヵ所でも行つて、できるならそこで実習を受けた方がいいんじやないか、そういう議論をさせていたいたいんです。

例えば、倒産をしてしまった、不正行為があつた。そうすれば、仕事がありません。現行でも、そういうときは次の実習先を探すということになつているんですけど、たゞ、事実上、倒産した実習受け入れ先がほかの実習先を探せるのかという問題もございます。

また、人権侵害ですかパワーハラ、人間関係といふうのものは非常に線引きが難しくて、我慢強い人は我慢しちゃうかもしない、泣き寝入りというお話をありました。これは、客觀性を持たせるところが非常に難しい。

政府がよく繰り返しているのは、高いお給料のところに行きたいやうのはだめなんですが、どう入管法改正のところで、これは取り締まりを強化する、有無を言わせず実習生を帰すためのそういう意図だといつたんです。ところに多くの問題があつて、今のようすに本人の責任がないときにおいては実習先を探すではなくて、もう少しそこに向き合つて、ああ、もうこれ働き環境とか、聞いていた話と違うとか、そういうところに多くの問題があつて、今は転籍をめぐるいろいろな問題、諸々の問題といふうのは、やはり受け入れ側と実習生の、待遇とか労働環境とか、聞いていた話と違うとか、そういうのは、やはり受け入れ側と実習生の、待遇とか労働環境とか、聞いていた話と違うとか、そういうところに多くの問題があつて、今は転籍を認めよう。監理団体だつてあらかじめ幾つかの実習先を持つっているわけですから、余力のあるところを事前に調べておけば、ここで受け入れてくれといふうのことは可能だと思うんです。

それは、一ヵ所目でできちつと計画どおり仕事をして、対価ももらつて、お互いが満足して帰るのが一番ベストだと思うんですが、そうではないこ

とが多數あると思いますので、やむにやまれぬ事情があつて移動、転籍をする、そのやむにやまれ

ぬ事情というところをどううに考えていつたらしいのか。さまざま実習生の支援、救済を

されてきましたので、こうした御経験を踏まえて、少し忌憚のないところをお話しいただければと思います。

○榑松参考人 難しい話ですね。

私は、端的に言つて、監理団体の中に余りにもレベルの差があり過ぎるんだと思います。それぞれの企業の実態をきちんと踏まえてやれば、例え

ば同じ金属であれば、企業をかわつてもそんなに実習に差しさわりはないと思います。今の実習生の仕事で、この会社でなければ教えることができないという技術を特殊に学びに来るということはそんななくて、A社がB社であつても、同じトヨタさんの下請で部品をつくつていれば、みんな下請というのは幾つも持つてますから、そんなに難しくないんだと思うんですね。

ところが、今ふえてる建設業ですと、監理団体そのものが全く建設業を理解していないで、ただ製造業と同じように届け出を入管に出しますね。そうすると、雨が降つたら休み、これで二万四千円で、これが正當な理由になるのかというの

はなかなか実際は難しいんですよ。年間変形労働時間制になっています。休憩時間は百二十分です、年末年始は仕事がないのは土木業界では当たり前です、こういうふうに言われたときに、なかなか難しいですよね、これは、多分、入管の方では判断ができないと思うんです。

実は、二万円台はまだ別に三件来ていて、ゼネコンさんが仕事をずっと送るので、仕事が来たときに必ず人數がいるようにキープしておいてくれ

といふうに言われているんですね。ところが、人手不足でいないので、外国人実習生だけをキー

人手不足でないで、外国人実習生だけをキーとしてあるわけです。そうすると、仕事がないの

で二万円。だから、親方にはいろいろな考え方があつて、組合がきちんとそのことを監理できてい、社長に対して、そんなことではだめですよといふふうにならないとけないんですが、愛知県内だけ受け入れ団体は二百ありますので、とてもい

る実習生はおらないんですね。そもそも、高い賃

鳥井さんにも同じ趣旨の質問をしたいんですけど、やむを得ず転籍をしていくということの方

が、よし、では三年間日本に行つて、技能を学んでこようのか、上林さんがおっしゃつたようにお金を稼いでこようという方が大半だと思つんで

すけれども、あれば、やはり本人も、三年行こようと決めたら三年きちつとやれるというのが望ましいのではないかと思うんですね。転籍を、どう

いう線引きといいますか、考えに沿つて判断をしていけばいいのか、そこについてのお考えをちょっといただきたいと思います。

○鳥井参考人 先生御指摘のとおり、移動の自由と申しますが、この制度の健全化のためだといふうに私も考えております。

つまり、国際社会から批判されている、指摘されている、奴隸労働と言われるこの一番大きなポイントは、非常に拘束力が高いということですね。この拘束力が高いことに対し、どうしても使用者の側が慢心をしてしまつ。そのことによつて、私は重ねて申し上げるんですけれども、いい

人が、人が変わつてしまふということなんですね。この拘束力が高いことなんですね。

○鳥井参考人 先生御指摘のとおり、移動の自由

と申しますが、この制度の健全化のためだといふうに私も考えております。

ですから、一つは、監理団体が新しい受け入れ機関を見つける、あるいは新しい受け入れ実習実

施機関があるということがあれば、移動することができるといふうにするべきだらうといふうに思つております。

この審議の中でも、高い賃金を求めて自由気ままに移動するのは困る。いや、そんなことをす

金と言いますが、今ある賃金がとても低い賃金だから、これは全然約束が違う、借金が返せない、こうなりますと、感情的なトラブルも起きる。これは、刑事案件なんかも一つの理由としてはそういうことで起きてはいるわけですから、受け入れ実施機関があれば移動することができるというふうにすることがこの制度の健全化の大きな道につながるだらうというふうに思つております。

○井出委員 ありがとうございます。

次に、上林さんに伺いたいのですが、きょう、送り出し機関のヒアリングを聞かせていただきまして、これは大変な優良事例ということで御説明があつたわけです。例えば、私の地元などでも農業でかなり実習生が来ておるんですが、きょうのお話の中で、やはり送り出し側は相当な人数をもつてそれをやつていると。それは御著書にも同じようなことが書いてあつたのかなと思います。

優良事例、そういうところがこの制度の充実、発展を望んでいるというのはきょうお話をあつたとおりなんですけれども、私は、今回の法制度で二国間取り決めをやっていく、二国間の取り決めはどうも条約とまではいかないようなんですが、二国間取り決めができるだけ早く作成して、それも公表したらどうだという議論も大分させていただいてるんです。

私は、この二国間取り決めというものをきちっとやっていった方が、優良事例のお話を聞いております、優良事例もビジネス、信頼関係もありますから、むしろそういう優良事例の方にとっては、二国間取り決めといふものをやって、こういふものを結んで、こういうものが日本でも公表され、当社はこれに沿つてやっていきます。ですから、二国間取り決めをきちっと結んでいただく方がいいんじゃないかというところがまず一点。

あともう一点は、これも相手側の意向もあるので、というような話もちょっと出てきてしまうんですけれども、私は、これは別に、何か、二国間取り決めは、黙つておかきや将来、後でえらいこ

となるような、外交交渉とかそういうものとは違つと思うんですよ。その国の事情に応じて、ことはこういうことを結んでおりますというものはもうはつきりと公表して、その上で、そういう優良な送り出し機関がむしろそれを信頼の一つに加えてやつていけるようなことが望ましいと考えてます。

この、二国間の取り決めをきちっとやっていくこと、また、それを公表していくことについて先生のお考えを伺いたいと思います。

○上林参考人 以前、ヨーロッパの受け入れについてヒアリングをしましたときに、イタリア政府は二国間協定で労働者を受け入れています。そのときには、やはり二国間の協定だからこそ非常にきめ細かに決められて、また、強制帰国をさせるような場合にはどういう条件としてほしいというようなことを例えればルーマニア政府とイタリア政府の間で取り決めたり、そしてまた、それがほかの分野の外交交渉とも関連して、人の受け入れが交渉の一つの材料になつていてるわけですね、TPPと似たようなところがあります。

その方が、私も、まだ人数が少ないということを前提にそもそも技能実習生をつくりましたけれども、もう十九万の受け入れになりまして、受け入れ国が多様になつてきました場合には、送り出し責任と受け入れ責任をお互いに自覚するという意味でも、二国間協定で細かく決めていくのは賛成です。

以上です。

○井出委員 ありがとうございます。

もう一つ上林さんに伺いたいんですが、鳥井さんは先ほど、この制度は早く廃止をして労働者として制度をやつしていくべきだというようなお話をありました。私は、先日、ベトナムとおつき合いのある介護施設の方のお話を聞いたんですけど、EPAの話が出来まして、私もこの間、優良事例を視察に行つきましたんですけど、その方にベトナムの事情を聞きますと、EPAというのは、そもそも

経済的に豊かな人がこの制度に乗つかつてくると。だから、日本人もそうなんですかれども、豊かな家庭の方からどこの国に勉強に、留学に行けば、親も、技術を学んで帰つてこい、別に日本でそんなに苦労する必要もない、ちゃんと学ぶもの学んで帰つてこいと。そうすると、ちよつとEPAの趣旨と違つちやうんじやないのかなと。むしろ、この技能実習というは、家庭、経済状況は貧しいけれども、先ほど、日本に行つてお

金を稼いでくるという欲求は認めなきやいけない

というお話を先生からありましたけれども、そういうものを持つてますし、ですから、私ももともとは、鳥井先生のおっしゃるように、全部在留資格を細かくやって、もうこの制度はなしにした方がいいかなと思つてたんだですよ。ただ、その一方で、この制度も、将来まだ、ある分野においては存続するような、そういう道もあるのかどうか。

先生の本を読ませていただくと、大変この制度について長く研究をされてると思いますの

で、この制度の将来像について、先生から少し御意見をいただきたいと思います。

○上林参考人 非常に難しい御質問です。

EPAの介護士については、ちよつと今、勉強を始めたばかりで、私の勉強が今度の法案の改正に追いつかなくて、もうこんなに早く変わつてしまふんだというのが印象でござりますので、それについてもう少し、まだベトナムにも行つたことがあります、ちよつとそのことは……(井出委員「介護に限らず制度全体ではどうですか」と呼ぶ)制度全体としては、この間、五年範囲でこの法律を考えるというふうにおおしやつていましたから、五年たつた後では、もう少し労働者受け入れの性格が強くなるのではないかと思いました。

というのは、一号、二号、三号と、一号を決めたときに三号という名前があることが予想されたいたのかなと今思つてはいるところですので、三号

から、労働者に相当近いものになりますので、そうちた形で、実習という性格は、十年単位でいえば徐々に薄まっていくのではないかというふうに考えております。

○井出委員 重要な問題で貴重な御意見をいたしました。

次に、國重徹君。

○國重委員 もはようございます。公明党の國重徹でござります。

・本日は、三名の参考人の皆様に当委員会までお越しいただきました貴重な御意見を賜りましたこと、心より感謝と御礼を申し上げます。

きょうは政府に対する質疑ではなくて参考人に對する質疑ですので、できるだけ皆様の忌憚のない御意見を伺えればと思っております。

まず初めに、鳥井参考人と橋松参考人にお伺いいたします。

○葉梨委員長 以上で井出庸生君の質疑は終了いたしました。

次に、國重徹君。

○國重委員 もはようございます。公明党の國重徹でござります。

・本日は、三名の参考人の皆様に当委員会までお越しいただきました貴重な御意見を賜りましたこと、心より感謝と御礼を申し上げます。

きょうは政府に対する質疑ではなくて参考人に對する質疑ですので、できるだけ皆様の忌憚のない御意見を伺えればと思っております。

まず初めに、鳥井参考人と橋松参考人にお伺いいたします。

○國重委員 おはようございます。公明党の國重徹でござります。

・本日は、三名の参考人の皆様に当委員会までお越しいただきました貴重な御意見を賜りましたこと、心より感謝と御礼を申し上げます。

きょうは政府に対する質疑ではなくて参考人に

対する質疑ですので、できるだけ皆様の忌憚のない御意見を伺えればと思っております。

まず初めに、鳥井参考人と橋松参考人にお伺いいたします。

○國重委員 もはようございます。公明党の國重徹でござります。

・本日は、三名の参考人の皆様に当委員会までお越しいただきました貴重な御意見を賜りましたこと、心より感謝と御礼を申し上げます。

きょうは政府に対する質疑ではなくて参考人に

対する質疑ですので、できるだけ皆様の忌憚のない御意見を伺えればと思っております。

まず初めに、鳥井参考人と橋松参考人にお伺いいたします。

○國重委員 もはようございます。公明党の國重徹でござります。

・本日は、三名の参考人の皆様に当委員会までお越しいただきました貴重な御意見を賜りましたこと、心より感謝と御礼を申し上げます。

きょうは政府に対する質疑ではなくて参考人に

対する質疑ですので、できるだけ皆様の忌憚のない御意見を伺えればと思っております。

で、何を見て、何を聞いて、お二人のものとに連絡が来るのか。そのあたりひとつ具体的にお伺いできればと思います。

一つは、これは非常にびっくりするようなお話をされども、お伝えしなければいけないのは、技能実習生の間では、JITCOには連絡をするな、相談するな、そういう話がずっと伝わっていて

ます。それはなぜか。JITCOに相談すると社長に話が行ってしまう、だから危ないと。受け入れている使用者の方は、JITCOに相談されることがあるかと思います。つい先日も、私たちに相談に来た実習生について会社側に申し入れをしたら、会社はJITCOに相談する。JITCOは、それはすぐ弁護士をつけなさいといふことで、問題がちょっと複雑になってしまつたような事例がありますけれども、それが技能実習生の間で言われていることです。

インターネットの社会なんでしょうが、非常に横のつながりというのがありまして、その中に私たちや榑松さんたちのようなところの連絡先がある。それから、各地に、やはり中国人だつたら日本に住んでいる中国人の方、あるいは日本に住んでいるベトナム人、この方がボランティアとして相談に応じる、その相談を受けて私たちのところに来るというようなことが多いかなというふうに思っております。

○ 檜松参考人 ありがとうございます。
私もどうやつて私の電話番号を知つてゐるかは
わかりませんが、とにかく、ある日突然ここに電
話がかかつてきて、檜松さんですが、あんた暇
か、私、問題がありますと。つまり、アイ・ハ
ブ・トラブルですね。あんた暇かと。はいはい、
暇だよといつて、駆で手を振つて待ち合わせる。
こんな感じでやつてゐるので、どこからどうやつ
て来ているかはわかりませんが、でも、今はフエ
イスブックの中にベトナム人相談室と中国人相談

室とフィリピン人相談室があるので、やはり圧倒的にその中のどこかから入ってきてるんだと思います。

これまでの相談案件の経験を通してお答えいたいんですけれども、今回の法案では、これまでのようにJ-ITCではなくて、外国人技能実習機構という新たな機構が外国人技能実習調査

生の相談とか援助をすることになつております。今後の相談体制について、お二人の経験を踏まえて、今後どのように留意していくべきかお伺いしたいと思います。

○鳥井参考人 今度の法案での技能実習機構ですか、これは確かに、労働基準監督者の監督官が出向するなど、改善があるかなというふうに思っています。監督官の方々だとそれなりの経験がおありでしようから、一つの大きなポイントである技能実習生自身の相談者のプライバシーといいますか、保護する、改善する立場をつくる

持つていたら、
そして、もう一つ大切なことは、これは全体を通じてなんですかけれども、労働組合やNGOと連携する窓口、これをぜひつくっていただきたい。

私は移住運営として、この間、建設就労者の受け入れ事業について、国交省の方からアドバイザーとして依頼をされるということもありました。こういうことは非常に大切だと思います。

リカ国務省のヒーロー賞の表彰に際して、アメリカのNGOとFBI、それから各市警、検察庁、弁護士団体を回りました。そのときにFBIや警察が言つておりましたのは、NGOとの連携は奴隸労働だと人身売買については非常に大切なポイントなんだ。私たちは会社の中に入つていいのはなかなかできない、しかしNGOは情報収集ができる、だからNGOとの連携を通じてそういう被害者救済ができるんだということを聞いたときに、非常に衝撃を受けました。

今回、この法案の中で、被害者救済といいます
が技能実習生保護のいろいろな手ごとも考えられ

り具体的にお伺いできればと思います。
お頼みします。

○上林参考人 非常に難しい質問です。
　　というのは、例えばイギリスでもフランスでも、大抵、移民の問題は、政党的イデオロギーにかかわらずテーマにしないんですね。できないんです。というのは、常にもう既に定住した人たちがいますから、その人たちが選挙権を持つていて、かつ、国内に入ってきた移民のエヌニシティーグループと対峙するグループがあつて、その両者から支持を得なければ政治が進められないときに、最も利害に敏感にならざるを得ない移民の受け入れに関して何らかの発言をするということは、どちらかの支持を失うということになります。
　　誰もが賛成するのは、不法移民は反対です、これは、どういう方でも、不法は合法ではないのだから反対ですというふうに発言するんです。そのとおりなんですけれども、では、不法の方を削減できますかというと、これが非常に難しい。
　　一つは、既に不法の人を受け入れている人が十分存在するということと、それから、その不法の家族が既にいますので、そうした不法の人をさらに受け入れたいという有権者がいるわけですね、家族を呼び寄せるという形で。それから三つ目に、NPOとか、特に宗教団体がありまして、この宗教団体の発言というのは常に国家と反することがあるて、国家と宗教団体というのは、これまで長い間けんかしてきた歴史があって、教会に逃げ込んだ人たちをどういうふうに考えるかというのは国家そのものの問題として取り扱つていかなきやいけないので、非常に厄介な問題としてヨーロッパでは外国人問題が取り上げられていました。
　　ですから、今、日本では受け入れがほんの少し始まつたばかりですけれども、長期的に見ると日本もそういうことを考えなきやいけない段階になつたのかなというのが私の印象でござります。以上です。

○國重委員 難しい質問に対してもうございました。
引き続き上林参考人にお伺いしたいと思います。

今のお話、また、諸外国の研究もこれまでされてきたことを踏まえ、今回の法案を踏まえた我が国外人技能実習制度について、諸外国との比較でどのように評価されているのか、お伺いしたいと思います。

○上林参考人 送り出し国の方から見ますと、これは、明らかに労働者を送り出しているという自觉のもとに送っていると思います。

それから、韓国は日本の技能実習制度をまねして産業研修制度をつくりましたが、その制度自体が、逃亡者が多かったので崩壊して、外国人受け入れ制度に制度を変更せざるを得なかつた事情がございます。

○國重委員 ありがとうございます。

韓国の方にお伺いしますと、日本の技能実習制度は、技能実習という看板を掲げられているだけ、まだ労働力不足が深刻ではないので、余裕があるんですねというようなコメントを伺つたことがあります。

以上です。

○國重委員 ありがとうございました。

今、韓国の雇用許可制度についてお話を出たかと思います。韓国でも、先ほど先生がお話しされたとおり、日本と似ている、外国人技能実習制度の八月から、それまでの民間主体の受け入れ体制から、政府が主体となつた受け入れ体制の雇用許可制度へと百八十度転換した。これは、韓国人を対象に募集して集まらなかつた職種のみ、国外人労働者を募集する、韓国人に対するのと同じ給与条件で募集するという内容になつていています。

政府が責任を持つて受け入れる外国人労働者を人材データベースに登録して、企業が希望する条件と合致する人材をその中から紹介する。実際に働くようになつてからのトラブルにも、政府機関

が間に入つて対応する。就労期間も最長で九年八ヶ月ということで、また、転職も、一定の要件のことありますけれども、これについて、今、上林参考人から若干お話をございました。

鳥井参考人、博松参考人に、この韓国の雇用許可制度についてどのように評価されるのか、また、我が国が今後、今は技能実習制度でしかども、先ほど来、鳥井参考人も、真正面から労働者の受け入れというのを議論していくべきだというようなお話をありました。急激な変革というのはなかなか大変なことにもなるかと思いますけれども、では、どのような制度設計のもとに我が国は労働者を受け入れていいのか、このあたりについて、鳥井参考人、博松参考人にお伺いしたいと思います。

○鳥井参考人 韓国の雇用許可制度は、確かに私たちこの日本社会は、モデルとして非常に参考になると思います。つまり、二つの国、送り出し国と受け入れ国が二国間で協定を結ぶ、こういうことです。この日本社会は非常にいいシステムを持っています。それはハローワークです。このハローワークでは、有効求人倍率を常に出してあります。つまり、どの職種、業種で人手が足りないのかということを出しているんですね。この有効求人倍率を活用するという手があるのかなというふうに思つていています。

ハローワークを使う、つまり、民間のプロ

カーではなくて国のハローワークを活用していく。このことで、送り出し国と日本との間で二国間協定を結び、そのことで、いわゆる市場テストと、それから、いわば国としての受け入れですの

で、総量規制、このことによつて新しい方法が工夫できるのではないかなどいうふうに思つていています。

誤解を恐れず申し上げますけれども、この技能実習制度は衣がえをするべきだというふうに私は考へておるわけですね。つまり、いつまでもこ

の技能実習生といふ言葉を使つてゐること、このことがやはり虚を生み出す。労働者を受け入れるための工夫は、今私たちがこの社会で持つてゐるところがありますけれども、これについて、今、上林参考人から若干お話をございました。

鳥井参考人、博松参考人も、この韓国の雇用許可制度についてどのように評価されるのか、また、我が国が今後、今は技能実習制度でしかども、特に介護についても、先ほど来、鳥井参考人も、真正面から労働者の受け入れというのを議論していくべきだというようなお話をありました。急激な変革というのはなかなか大変なことにもなるかと思いますけれども、では、どのような制度設計のもとに我が国は労働者を受け入れていいのか、このあたりについて、鳥井参考人、博松参考人にお伺いしたいと思います。

○鳥井参考人 韓国の雇用許可制度は、確かに私たちこの日本社会は、モデルとして非常に参考になると思います。つまり、二つの国、送り出し国と受け入れ国が二国間で協定を結ぶ、こういうことです。上林参考人のいろいろな文献、論文等を読ませていただきたい際に書いてあつたこととてして、EPAのこのような入念な制度設計のもとに行われる介護士候補者受け入れにもさまざま問題が伴う、今後予定されている技能実習制度による外国人介護士の受け入れ基準が緩いのであるから、受け入れた実習生に対してもどのように教育訓練機会を担保していくかがEPAによる受け入れ以上に大きな課題となるだろうとありました。具体的にどのような教育訓練の機会を担保して受け入れられた実習生に対してもどのように教育訓練機会を担保していくかがEPAによる受け入れ

本日は、鳥井一平参考人、上林千恵子参考人、博松佐一参考人の皆さん、大変貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

○國重委員 では、最後の質問にしたいと思います。

上林参考人のいろいろな文献、論文等を読ませていただきたい際に書いてあつたこととてして、EPAのこのような入念な制度設計のもとに行われる介護士候補者受け入れにもさまざま問題が伴う、今後予定されている技能実習制度による外国人介護士の受け入れ基準が緩いのであるから、受け入れた実習生に対してもどのように教育訓練機会を担保していくかがEPAによる受け入れ

はりある程度お金をかけるという覚悟で日本語教育をやる必要がある。

何か、技能実習制度を見ても、教育といふのはお金がかかるんだというのが余り合意されていないように思つんですけれども、特に介護についていは、日本語教育、それから清潔さに対する感覚、こういったものをきちっと教えていただきたいなというふうに思つております。

○博松参考人 私も、韓国の制度には非常に関心がありまして、一言ですが、現在は異業種協同組合が中心で、ほんのいろいろな業種を集めてやつてあります。

それで、一言ですが、現在は異業種協同組合が例えばT・P・Pで農業問題が出来ますが、その業界、産業をどう育成するのかというところに合わせて

の技能実習生といふ言葉を使つてゐること、このことがやはり虚を生み出す。労働者を受け入れるための工夫は、今私たちがこの社会で持つてゐるところがありますけれども、これについて、今、上林参考人から若干お話をございました。

鳥井参考人、博松参考人も、この韓国の雇用許可制度についてどのように評価されるのか、また、我が国が今後、今は技能実習制度でしかども、特に介護についても、先ほど来、鳥井参考人も、真正面から労働者の受け入れというのを議論していくべきだというようなお話をありました。急激な変革というのはなかなか大変なことにもなるかと思いますけれども、では、どのような制度設計のもとに我が国は労働者を受け入れていいのか、このあたりについて、鳥井参考人、博松参考人にお伺いしたいと思います。

○鳥井参考人 韓国の雇用許可制度は、確かに私たちこの日本社会は、モデルとして非常に参考になると思います。つまり、二つの国、送り出し国と受け入れ国が二国間で協定を結ぶ、こういうことです。上林参考人のいろいろな文献、論文等を読ませていただきたい際に書いてあつたこととてして、EPAのこのような入念な制度設計のもとに行われる介護士候補者受け入れにもさまざま問題が伴う、今後予定されている技能実習制度による外国人介護士の受け入れ基準が緩いのであるから、受け入れた実習生に対してもどのように教育訓練機会を担保していくかがEPAによる受け入れ

はりある程度お金をかけるという覚悟で日本語教育をやる必要がある。

何か、技能実習制度を見ても、教育といふのは

お金がかかるんだというのが余り合意されていないように思つんですけれども、特に介護についていは、日本語教育、それから清潔さに対する感覚、こういったものをきちっと教えていただきたいな

というふうに思つております。

○國重委員 以上で質問を終わりたいと思います。

けれども、きょうは、三名の参考人の皆様、貴重な御意見、ありがとうございます。

○葉梨委員長 以上で國重徹君の質疑は終了いたしました。

次に、畠野君枝君。

○國重委員 以上で質問を終わりたいと思います。

まず初めに、鳥井参考人にお伺いします。

外国人技能実習生がみずからの意思で実習先の移転をすることができない、このことによつて監理団体や受け入れ企業の言いなりになつてしまつ

ということが指摘されております。また、生活の全てについて管理されているという例も伺いました。

実習先のみずからの意思による移転の自由、このことをどういふふうにするべきとお考えか、伺いたいと思います。

○鳥井参考人 この移転の自由といふのは、先ほ

ども述べましたが、非常にボイントは辛口です

ね。

つまり、やめろということは帰れということに

なってしまうわけです。このことは非常に恐怖なわけです。先ほども申し上げましたけれども、大体の技能実習生は、大小ありますけれども、借金を抱えて来てるわけですね。この借金が返せなくなる。三年間働くことによって返していくんだという計画があるわけです。技能実習生はそれぞれ計画を持つて働いているわけですけれども、これが、口答えをする、生意気だということだけです。ですから、どうしても黙つてしまわなければいけない。このことが非常に大きなストレスを生み出すということで、さまざまトラブルになるといふことになるうかと思います。

ですから、やはり先ほど申し上げましたけれども、受け入れ先が確保されるのであれば、移動する自由があるということが担保されると、労使関係が非常に円滑に、健全になるかと思います。

私は、これも繰り返し申し上げていますが、例えば時給三百円だとか労働時間がひどい、そういうところに伺うと、社長さんたちに会いますと、そんなに悪い人はいないんです。会ってみると、みんな普通のいい人なんですよ。冷静に考えましたら、斜陽産業だと大変な製造業あるいは農業を一生懸命やっている社長さんたちやおやじさんたちなんですよ。そんなに悪い人はいません。となるのが中にはいますけれども、ほとんど普通のいい人たなんですよ。

なぜその社長さんが時給三百円なんということをやつてしまうのか。あるいはセクハラをやつてしまつて。これは、移動の自由がない中での拘束力が高まっている、そういう中で起きているという実態をぜひ御理解いただきたいなというふうに思つております。

○畠野委員 引き続き鳥井参考人に伺います。実習生の自由が奪われている理由の一つに、先ほど申し上げた、保証金を母国に払わなくちゃいけないという問題が指摘されているんですけれども、これは二国間取り決めて解決することができるんだろうかということを伺いたい

んです。

それで、先ほど言つたように、借金を背負つたまま日本で技能実習するということで、これが具体的にどんなふうな影響を及ぼしているのか、また、どうすれば保証金の問題などを解決することができます。

○鳥井参考人 二国間協定で全てが解決されるとは思いません、確かに。ただ、送り出し国政府の責任というのを明確にするということがあれば、何らかの解決につながるというふうには思つております。

それから保証金、借金といいますか、名前は別に必ずしも保証金ではないわけですね。出稼ぎ労働というのがなぜそのような、いわばコストかかるのかということで、私たちは、労働者の受け入れに当たつては、個人の労働者のコストがかからないようにしていく、このことは、無用なブローカーを介在させない、そういう意味では、二国間協定というの非常に大切な役割を持つのかななどいうふうに思つております。

○畠野委員 引き続いて、上林参考人に伺います。先生もいろいろな論文を書かれていらして、労働移動の自由ということについても書かれていらっしゃいます。実習先の移動の自由とそして強制帰国の問題について、もう少し具体的な事例など研究のお話を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上林参考人 私は余り、失踪した人については相手方が言つていらっしゃることと、そもそも法律のこれまでのたつかけが外国への技能移転と国際貢献と言つてることと、ビジネスチャンスといふうに受けとめられているというその問題についてどのようにお考えになるのか、実態などを含めて教えていただければと思います。

○上林参考人 送り出しの派遣企業としては、派遣期間が長くなる、派遣先の職種が拡大するといふのは、派遣人数の拡大につながるので、これはビジネスチャンスといふうに考えるんだと思いま

ども、労働条件の向上を求めて移動の自由ということと失踪というのがある意味では同じような現象になつてしまつところが非常に難しいところで、失踪してしまつて、結果としては不法就労者ということになつてしまつますね。

この辺は、何を不法といつのか難しいですが、アメリカの例を見ますと、受け入れた後に、必ずもつと高い賃金で雇つて不法就労を促進したいとする、送り出しの費用とか訓練費用とかいうもの次に不法で雇う人は負担しませんので、フリーライダーが出てくるんですね。この問題と移動の自由というのは二律背反の問題なので、どう考えるのか、今私も非常に迷つてゐるところです。

○畠野委員 引き続き伺うんですが、先ほど母国の方のビジネスチャンスという、中国の話がありました。ビジネスチャンスというのは、人材派遣会社にとってのビジネスチャンスということなのか。それでは、実習生にとってはどうなのかといふのを伺いたいんです。

なぜかというと、いろいろと問題が指摘されてゐるんですけれども、それが今後拡大されるといふことが今度の法案でもあるんですね。それで、私は、今の問題そのものを解決しなくてはならないふうに思つていて、それをしないで拡大ということについてどうなのかといふうに思うわけなんです。

先ほどの話に戻りますが、ビジネスチャンスと相手方が言つていらっしゃることと、そもそも法律のこれまでのたつかけが外国への技能移転と国際貢献と言つてることと、ビジネスチャンスといふうに受けとめられているというその問題についてどのようにお考えになるのか、実態などを

ます。それは、民間企業がやつてゐるので、派遣人数を多くしたいと考えるのは当然のことではなかつたと思います。

○畠野委員 続いて、博松参考人に伺います。建設業の相談が増加しているといふうに伺いました。それで、建設業での技能実習生の状況について、もう少し伺いたいと思うんです。

例えば、タンさんの例ですけれども、各地を福島の問題など、そういう自分の意思でここに転々と遠いところまで行つている問題、あるいは福島の問題など、そういう自分の意思でここに行きたくないとかそういうことが言えないのかどうかを含めて、先ほどの実習先の移転の自由等を含めて、実態を教えていただけますか。

○博松参考人 これまでの相談はほとんど製造業だったので、せいぜい本社工場から別の工場に行くくらいだつたんですね。この一年間、建設業がだつたので、せいぜい本社工場から別の工場に行つたので、せいいで、建设業が急にふえてくる中で、タン君はどこから来たんだと言つたら、気仙沼だという話だつたんですね。それで、聞いたたら、実習計画書は受託現場と書いてある、しかし、雇用契約書は鳥取県の会社が書いてある。しかしながら、派遣契約書は鳥取県の会社が書いてある。

入管的に言うと、受託現場と書いてあれば、普通は、工事ですから、土建屋は会社の中で工事はしていないので、みんなその辺で普通しているので、それは受託現場でいいと思うんですけど、現在、東北と関東での建設業の人手不足がこの一年間すごく顕著で、そういう方面に飛ばされる。簡単に言うと、タン君は七百五十円の七時間半で働いていましたけれども、私は、宮城の労働組合で調査をしていますが、宮城県では最低一万円は払わないと土木作業員は集まらないです。関東近辺も、今、オリンピックで建設業が物すごく不足しているので、やはりアルバイトでも九千円は払わないと言つてます。そうすると、差額が大体四千円くらいになりますね。二十二日だと、四千円を掛けると八十万円とか十万円とか、口引きで十人派遣すると八十万円くらい社長のところに差額が入つてくるわけですね。寮費も取るから、そういう自動機づけがある。

もう片方で、電力会社の話 入管にすぐ連絡しました。三日後に、社長に怒られた、取り下げてください、入管が会社に来た、私が悪かつたですと。つまり、本人は放射能が怖くても断れない制度なんですね。いや、実習計画書に何と書いてあるかは僕は見ていないので、入管の方は見てていると思うんですが、福島の大熊町で実習なんだと書いてあるのかもせんが、少なくとも、そういうふうに書いてあればセーフなんです、この制度は。

果たして今の建設業の受託現場というのは本当にこれでいいのかといふふうに思つて、それにむらに、先ほどの賃金の問題とか建設業特有の問題が今出でているので、早急に対応する必要があると思います。

○畠野委員 引き続きお伺いします。
法案では、外国人技能実習機構が新設されることになつております。この新機構が、果たして技能実習生の過酷な実態を本当に改善すると見えるのか、その点についてはいかがでしようか。
○榑松参考人 先ほど言いましたが、受け入れ機関に対する監督、調査ができるようになる、それから、実習生そのものに申告権があるというのがすごく重要なんです。今、タンさんが不正を申し立てました。しかし、実習生には申告権がありますから、受け入れ組合を処分したということは、入管からは本人に伝わらないんです、申告権がないですから。

それで、いつも入管で言つてゐるんですね。僕が不正を告発するでしよう、結果はどうなりますかと言うと、博松さんには申告権はありません。実習生本人にも申告権はありませんので、あなたに答える必要はありません。不正認定されても本人には伝わらないんです。そういう点では、申告権ができるということは、少なくとも本人には伝わるんですね。

しかし、実は巧妙ですので、間にプローカーがいっぱい入つてくるとそう簡単にはいかないです。一回目調べたくらいでは出ません。先ほど

の、ネパールの事件なんかはそうですね。技能実習生、富山のネパール人五十人が捕まつた事件が報道されました。手配した日本の業者はいるんですけど、その会社は出てきません。書類上の派遣会社だけが処分をされています。あっせんしたやつは全然関係ないです。本人たちは結構喜んでいて、これまで最低賃金だったのが、新しいところに行つたら九百円だったというんですね。そういうなかなか複雑な問題について、今回の機構ができるのか。

それから、実は名古屋入管の担当だから僕は知つてゐるんです、富山から名古屋入管に送られてきたから。今回の機構でも、名古屋に多分十人体制だと思いますが、果たして十人で名古屋から富山まで担当できるのか。

名古屋だけでも二百あるんですよ。言葉はしゃべれるのかといったら、そんな言葉をしゃべれる人はほとんどいないでしょう。実習生は母国語で申告ができる、それに対応できなければ、できない。今回の機構は全ての言葉に対応できるのか、これは問われていると思います。

○畠野委員 それでは、参考人の皆さんにそれぞれ最後に伺いたいと思うんです。

この間の議論の中で、あるいは前回の参考人質疑で伺いましたけれども、外国人技能実習生の制度の建前と現実がかけ離れていると指摘されました。つまり、技能移転を建前としているんだけれども、現実は安価な使いやすい労働力として扱わ

それで、この間、多くの技能実習生の皆さんとの相談に乗られる、あるいは海外の研究などを実際にしてきた皆さん、技能実習生の皆さんはそもそもどういう思いで日本にやってくるのか、あるいは諸外国、二国間でいえば、海外の方はどういう思いでこの日本に送り出してきているのか。生活の実態、あるいは海外の思いなど、その点について伺いたいと思います。

○鳥井参考人 先ほど申し上げましたけれども、これは誰もが知っている事実なんですね。つまり

り、これは労働者受け入れ制度である、あるいは労働者送り出し事業であるということは、誰もが知つている事実だというふうに思います。そのことは、もう二〇一〇年の制度改定で、ある意味でいうと技能実習制度は純化してしまった、研修制度とは分離したんだというふうに思います。

私は、ベトナム、それからフィリピン、中国、そしてそれぞれの送り出し機関と、現地を訪問して話もしましたけれども、ある意味でいうと、優良な送り出し機関というのはやはり地域での信頼

本でちゃんと働けているのか、保護されているのかについて心を配る送り出し機関もありますが、それも全て、やはり出稼ぎ労働としてどのように守っていくのか、そのことで稼いだお金を国に持ち帰つてどのように貢献されるのかということだろうというふうに思います。

そういう意味では非常に直感なところだと思いまますので、私は、このような、表向き、いわゆる開発途上国に技術移転というようなごまかしは早くやめるべきだ。働く人に対してはしっかりと働いてもらい、企業はそのことをしっかりと受けとめて、企業の発展にも寄与してもらうということ、でやつていくことが大切なんじゃないかなというふうに思つております。

○ 横松参考人 私は、フィリピンとベトナムを調査に行きましたが、それぞれ両方も世界じゅうに労働者を派遣していて、日本だけがこの仕組みというのではなくか理解されにくいと思います。やはり、世界的にも海外での移住労働というのは進んでいるので、同じような保護の体制は必要だと思います。

○ 畑野委員 きょうは貴重な御意見をいただきま
　かなという印象を持ちました。
　以上です。

して、参考人の皆さん、ありがとうございました。
○葉梨委員長 以上で畠野君枝君の質疑は終了いたしました。

次に、上西小百合君。

○上西委員 上西小百合でございます。

まずは、お越しくだつた三名の参考人の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。

参考人の皆様方からの御意見をできる限りたくさんいただきまして、慎重にこれらの審議を進め

ていかなければならぬと思つておりますので、
私、最後の質問者ですから、少しお疲れかもしれ
ませんけれども、ぜひとも忌憚のない御意見をお
聞かせいただければと思つております。

さて、現在、二つの法律案が今この法務委員会
で審議をされているわけなんですけれども、審議
を進めて、いけばいくほど、光と闇といいますか、
本音と建前といいますか、こういつたものが複雑
に絡み合つてゐるんだなと。そして、審議を進め
るほどに難しい課題が表面化してくるものだなと
いうふうに感じておりますので、きょうは私がら
そういうふうに感じておりますので、きょうは私がら
いただくことになるかと思いますけれども、ぜひ
ともよろしくお願ひ申し上げます。

まず、先ほどから本当にたくさん質問も出てい
ますけれども、ちょっと私、別の角度から。先日
の法務委員会の視察で、介護施設を訪れました。
E.P.A制度を採用されている介護施設にお邪魔さ
せていただいたときに感じた、今回の法律案を整
備する上で気になる点を三名の皆様方にお伺いさ
せていただきたいと思います。

E.P.A、先ほどから出でていますけれども、イン
ドネシア、フィリピン、ベトナム、この三ヵ国で
受け入れ人數の上限をそれぞれ定めていますか
ら、限度がありますので、さぞかし今回、技能実
習生に追加項目されることで、日本の国際貢献の
幅が広がる、よりたくさんの外国人の方が日本に
来て、技能を修得いただける機会がふえるんじや
ないかなというふうに私は考えていたわけなんで

すけれども、介護施設にお邪魔をさせていただきました、採用される介護施設の職員の方々、そして、される側の外国人の方々から意見を聞きますと、ちょっとまた違った現状を聞くことができました。

り介護、看護の知識を既に習得されてきている。ですので、入国後はOJTで勉強しながら、日本で国家試験に合格をすれば、本人の希望で在留資格更新をして、日本で勤務し続けることができるのである。そうなると、介護施設としても人手不足の解消につながるのでありがたい、助かりますよといふ話で。

一方で、技能実習生を受け入れるとなると、ほぼ一からでですよね、日本語であつたり技能であつたりを教えなければならない。そして、三年か五年で母国にお帰りになるということであれば、体力的にも大変だ。そうなると、EPA制度は使いたいんだけども、技能実習制度はちょっと二の足を踏んでしまうなということを御意見でいたしましたので、非常に気になつたわけなんですね。

そういうふうな意見を聞くといいやいやなくて、この制度は国際貢献なんだから労働実績も報道されていますから、ちょっと一旦、ここは国際貢献という看板をちょっとだけ横に置かせていただきますて、あえて質問をさせていただきたいたいと思います。

まずは、このEPAの現状をどのようにお考え下さい。両立の両立、こういったことに關してどのように見ていくべきか、お考えをお聞かせいたいと思います。

○鳥井参考人 一つは、介護を技能実習制度でと
いうのは根本的に間違っているといいますか、ね
じ曲がつてゐる、建前さえもがなぐり捨てると
いう感じではないかなというふうに思つております。
これまでより、そらど、この支出来留去の

これはやなり、そもそもこのお前実習法にも職種のことは入っておりませんから、非常に私ども心配しておりますて、何かこの技能実習法が通ると介護が必然的に入るかのようだ、そのような惑感といいますか、そういう惑わしかもあるかなというふうに思つておりますけれども、技能実習と介護というのは全く合わない。議論をしているうちにどんどんわからなくなってしまいしますのは、技能実習制度の建前をいろいろ議論するから、わけがわからなくなくなってしまうわけですね。だから、労働者の受け入れ制度として考える場合には、当然、介護現場での労働力が足りない、このことを外国人労働者の皆さんにもお願ひしようということであれば、そういうことで正面から議論をしていくということが大切なではないかなというふうに思つております。

○上林参考人 先ほども申し上げましたように、

私はまたEPAで受け入れた介護現場を一度も訪問していませんので、ことしの課題にしようと思つてゐるんです。

ですから、とにかく、自分の研究計画と事態の進展では、事態の進展の方が早く、介護についてどういふふうに考えていくのか、特に、初めてサービス労働が技能実習制度の対象職種として入るので、ちよと今、参考人としてまだ申し上げる段階がないということだけお答えさせていただきます。

○鰐松参考人 EPAの相談は時々あります、非常に企業拘束性が強いので、例えばお礼奉公の

ような、終わつたら何年間ここで働いてください
といふやうなものがあつて、終わつてもなかなか
移動が認められないとか、幾つかありますし、そ
れから、やはり費用、それと言うのは、あなたに
はこれだけお金をかけたんだと言いたいわけです

ね。それがあつて、この制度だと、とてもEPAを続けるのは難しいと思いますし、非常にお金がかかつっています。

それから、介護に技能実習生をやるのは、今建設業がふえて、とにかく殴るのが多いんです。物を運び回す、建つて、支える、こういった仕事

る。介護になると、さらに一層厳しくなると思ひます。困っちゃうでしよう、その場で。言葉が通じなかつたときにはどうするのという点では、介護については日本語能力が決定的に問題だと思います。

○上西委員　ありがとうございます。いろいろ御意見がありました。

榎松参考人からは、EPA制度は拘束力が強いからお礼奉公、私が視察に行かせていただいた現場では、そういうふうな感じが余り表面化していなかつたのですから、そういうふうな御意見があるということですので、一度私の方でも調査をして、改めて考えてみたいなどいうふうに思つております。

次に、今二つ法案を審議しておりますけれども、厚労省、法務省の職員の皆さん方のお話をお

伺いしますと、国際貢献、こういう命題をしつか
りと守りたいんだなという思いで非常に御苦労をな
さつてはいるんだなというふうに感じております。
しかし、新聞記事を幾つか拝見させていただき
ますと、見出しに労働力確保の切り札というふう
な言葉が躍つておりますと、この法律の趣旨が、
やはり理解は浸透していないのかな、まあ、浸透
していなくても、ちゃんとそういうふうな運用が
されていない部分もなきにしもあらずだなと。そ
して、被害者の方もいらっしゃいますから、そう
いった部分、残念だなというふうに思つております。

確かに、日本では、人手が足りない、労働力不足ということでお困りの業種は多く存在しますし、実際、労働力を確保したいんだ、何としても確保したいんだというふうに望まれる方もいらっしゃいますから、その打開策として外国人労働者

を求める声が出てくるのも当然のことだと思つております。実際に、幾つかの国では、一定要件を満たす非正規滞在者を合法化することで労働力確保をしている例もありますから、日本国内でも支援団体か

ただ、そうなると、自国民であれ外国人であれ、日々の生活を安心して送つていく上で、医療保険や住宅、その他の社会保障問題は極めて大切であるという観点から、社会保障や教育についてもより考えなくてはならない、こういうことがふえてくるのではないかと思います。

そうなると、もしアムステイーを実施し、生활保護申請者が、万が一ですけれども、どつと押寄せてしまつたら、財政が急に厳しくなつてしまふのではないか。それであつたり、その方々のお子さんは義務教育の対象とはなつていないので、親の世代では生活ができますが、十分に教育を受けることができなかつた子供たちが、行く末、日本で自力で生活をしていく、こういったことが

難しいんじやないかという懸念があるということをお伺いをしましたし、実際、ヨーロッパでそういった問題も浮上しているということをお聞きしました。これに関していかがお考えか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、アムネスティを実施することで、例えは、治安が悪くなるんじやないのかな、あるいは税金を納めていただけなかつたりするんじやないかな、こういうふうな声も日本国民、日本国内から上がってきてるわけなんですがれども、これに関してもうふうな御見解をお持ちかというふうなことを、三名の参考人の皆さん方にお聞かせいた

日本には今現在六万人の非正規滞在者がいるわ
たきたいと思います。
○鳥井参考人 実は、私は、オリンピック・バラ
リンピックアムネスティーをやるべきだというふ
つに主張しております。

けですけれども、イメージがちょっととやがんで伝わっているなど。ピーク時は、一九九三年に三十万人を恐らく超えていたでしょう。データとして発表されているのは二十九万八千か何かという数字で出ていると思います。実際は三十万人を超えていました。

この人たちは税金を納めていなかつたのかといいますと、税金をしつかり、たくさん納めております。働いておるわけです。そのことが、ある意味でいえば、移民政策という観点からいいますと、オーバーステイの容認という政策を当時の政府はとつていたわけですね。決して狩り込みはしませんでした。なぜならば、オーバーステイの人たちがいなくなると、工場がとまつてしまふからです。このことは事実として私たちはしつかりと見詰める必要があるわけですね。

では、現在、この六万人がどういうふうにして生活しているのかといいますと、実は働いている人も多いわけですね。働いている人は、先ほど申し上げましたように、税金を納めております。私がオリンピック・パラリンピックアムネスティーというふうに主張しているのは、アムネスティーをしてちゃんと正規化して、税金も納めるものは納めてもらう。社会保険としてもしつかりと、そのことについて企業も支払い、労働者も支払う。このことが、この社会におけるファウンデーションといいますか、財政的なファウンデーションに寄与していくふうに考へて、そのことに私はね。

労働者は当然税金を納めるわけですし、社会保険料も支払う。どちらかといふと、それから逃れようとするのは、一部の使用者がそのことから逃れようとしていることであつて、そのことに私はちはやはり注視をする必要があるかなというふうに思つています。

今御指摘の小学校、中学校なんですけれども、これは現在も、オーバーステイであつても小学校、中学校は義務教育として行くということになつておりますから、そのことは誤解があるので

はないかなというふうに思つております。

非正規滞在といふのは、犯罪の温床といふようないふな方々はしつかり稼いで税金も納めてくださいますか、ぜひ警察白書もずっと検証していただきたいんですけれども、刑事案件の発生数、発生比率がいわゆる非正規滞在者は非常に少ない、低い。これは、捕まつたら元も子もないで余りそもそも実は明らかになつていいということが、クールダウンして考えれば、ああ、なるほどなというふうにわかるわけです。でも、これは客観的データかもしれません。なぜならば、オーバーステイの人たちがいなくなると、工場がとまつてしまふからです。このことは事実として私たちはしつかりと見詰める必要があるわけですね。

では、現在、この六万人がどういうふうにして生活しているのかといいますと、実は働いている人も多いわけですね。働いている人は、先ほど申し上げましたように、税金を納めております。私がオリンピック・パラリンピックアムネスティーというふうに主張しているのは、アムネスティーをしてちゃんと正規化して、税金も納めるものは納めてもらう。社会保険としてもしつかりと、そのことについて企業も支払い、労働者も支払う。このことが、この社会におけるファウンデーションといいますか、財政的なファウンデーションに寄与していくふうに考へて、そのことに私はね。

労働者は当然税金を納めるわけですし、社会保険料も支払う。どちらかといふと、それから逃れようとするのは、一部の使用者がそのことから逃れようとしていることであつて、そのことに私はちはやはり注視をする必要があるかなというふうに思つています。

今御指摘の小学校、中学校なんですけれども、これは現在も、オーバーステイであつても小学校、中学校は義務教育として行くということになつておりますから、そのことは誤解があるので

た。

鳥井さんの方から、オーバーステイ、こういうふうな方々はしつかり稼いで税金も納めてくださいますか、ぜひ警察白書もずっと検証していただきたいんですけれども、この新取り消し事由について逃亡のおそれがあるときは出国猶予期間を定めず直ちに退去率がいわゆる非正規滞在者は非常に少ない、低い。これは、捕まつたら元も子もないで余りそもそも実は明らかになつていいということが、クールダウンして考えれば、ああ、なるほどなというふうに思つてますから、それなりの技能を習得されている方々が多いというふうに思います。

これは一度やると何年か後に必ずやらなきゃいけないような制度になつてしまつて、日本はこれまでしなくて済んだのは大変よかつたと思いませんし、法制度が信頼を受けるということを考えますと、これは実施しない方がいいものだと思いません。

○上林参考人 アムネスティーはアメリカでもやりましたし、それからフランス、スペイン、イタリア、四、五年に一回やつてます。

これは一度やると何年か後に必ずやらなきゃいけないような制度になつてしまつて、日本はこれまでしなくて済んだのは大変よかつたと思いませんし、法制度が信頼を受けるということを考えますと、これは実施しない方がいいものだと思いません。

○上林参考人 アムネスティーはアメリカでもやりましたし、それからフランス、スペイン、イタリア、四、五年に一回やつてます。

○上林参考人 アムネスティーはアメリカでもやりましたし、それからフランス、スペイン、イタリア、四、五年に一回やつてます。

はないで在留している場合に加え、活動を行つておらず、かつ、ほかの活動を行ひまたは行おうとしている場合も取り消し事由としていますけれども、この新取り消し事由については逃亡のおそれがあるときは出国猶予期間を定めず直ちに退去

強制手続に移行する、こういうわけなんですけれども、ちょっとと私、関係者にお話を聞きましたところ、入国管理法違反で逮捕された偽装滞在者のもとにプローカーのような方が面談を行つて、あの手この手を使って仮放免をさせた上で犯罪行為に走らせる、唆す、こういうふうなこともあります。そういうふうな不届き者もいるんだということをお伺いしました。

このように出国猶予期間を悪用した例が本当にあるのかどうか、もしお知りであれば教えていただきたいということ、あるのであれば、その解決策が何かあればお聞かせいただきたい。

鳥井参考人にお願いいたします。

○鳥井参考人 正直に申し上げて、出国猶予期間を悪用している事例というのは、直接的には余り存じ上げないです。ただ、悪質なプローカーがないのかどうか、これはいないわけでありません。

○鳥井参考人 正直に申し上げて、出国猶予期間を悪用している事例というのは、直接的には余り存じ上げないです。ただ、悪質なプローカーがないのかどうか、これはいないわけでありません。

ただ、今回の法改正での狙いが、技能実習生の失踪ということ、そこに照準があるというように聞いておりますけれども、これはちょっと誤りがあるのかなと。

これは今直接の御回答になるかどうかわかりませんが、私ども非常に危惧しておりますのは、一方で失踪という言葉を使いますが、私たちが保護した者にも監理団体等は失踪届を出すんですね。

そうすると、こういう事件がありました。福井県の団体に、NGOに保護の願いがあつた。滋賀県で待ち合わせをした。そうすると、送り出し団体は失踪届を出しているわけですね。滋賀県で迎えに行つた直前、警察官の方が職務質問をされました。これはいいでしょう。それについて、到着した団体が、いや、実は今保護をするんだとい

うことを申し上げたら、わかりました。でも、
ちょっとと一応調べさせてください」ということで調
べると、いや、失踪届が出ていて、これは困り
ましたね、こういうことになつたわけですね。

これは非常に、失踪と保護というのが微妙で、無
結果的には、警察の方にも御理解いただいて、無
事保護することができたんですけども、このよ
うに、失踪と保護というのは非常に密接な関係に
なつてゐるわけですから、失踪をして即在留資格
の取り消しなんということが起きると、ますま
す拘束力が高まってしまう。しかも、そのことを
もつて、外国人全体に対し、留学生も含めて、
そういうことの規制がかかるというのは現行で十
分ではないかなというふうに思つておりますの
で、これはぜひ考えていただきたいなというふう
に思つております。

○上西委員　ありがとうございました。

本日、本当に、三人の皆様方から貴重な御意
見、そして現場の声というのをお伺いすることが
できました。本日のことを糧にしまして、やはり
真に人権が守られる、こういつた法案を目指して
頑張つてしまりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○葉梨委員長　以上で参考人に対する質疑は終了
いたしました。

参考人の方々には、貴重な御意見をお述べいた
だきました。委員会を代表して心より厚く御礼を
申し上げます。ありがとうございました。(拍手)
次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

第一類第三号
法務委員會議錄第十五号 平成二十八年五月十日

平成二十八年五月二十七日印刷

平成二十八年五月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K